

平成29年 6 月22日

国 税 庁

「財産評価基本通達」の一部改正（案）に対する意見公募手続の実施について

国税庁では、「財産評価基本通達」について、別紙1及び2のとおり一部改正を予定しています。

この改正につき、御意見等（日本語に限ります。）がございましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX 又は郵便等により下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合がございます。

なお、電話では御意見等をお受けできませんので、あらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

記

【募集期間】

平成29年 6 月22日（木）から平成29年 7 月21日（金）まで（必着）

【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

- FAXの場合

FAX番号：03－3597－5794

国税庁 課税部 資産評価企画官 審理係宛

（FAXの件名に「『財産評価基本通達の一部改正（案）』に対する意見」と記載願います。）

- 郵便等による場合

〒100－8978 東京都千代田区霞が関 3－1－1

国税庁 課税部 資産評価企画官 審理係宛

（封筒等の表面に「『財産評価基本通達の一部改正（案）』に対する意見」と記載願います。）